告示

○総務省告示第四百四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行ったので、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
西ノ島町	第CG000784－00078号	平成二十五年二月二十五日	島根県隠岐郡西ノ島町

○総務省告示第四百五号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
北ケーブルネットワーク株式会社	株式会社JCN北ケーブル	第KT009092－00092号	平成二十五年七月一日	東京都北区、東京都板橋区板橋の一部

○総務省告示第四百六号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十六日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
財団法人東京ケーブルビジョン	第KT0023102－00231号	平成二十五年十一月一日	埼玉県八潮市中馬場、木曾根二丁目、南川崎、大瀬、垳、大原、大曾根、浮塚の各一部、埼玉県三郷市花和田、彦江一丁目の各一部 東京都中央区日本橋蛎殻町、日本橋箱崎町の各一部、東京都港区北青山の一部、東京都新宿区、東京都文京区関口の一部、東京都墨田区緑一部、東京都江東区佐賀、両国、墨田、八広、東墨田の各一部、東京都江東橋、木場、塩浜、枝川、冬木、東京都品川区青葉台の一部、東京都目黒区神宮前一部、東京都渋谷区千駄ケ谷、代々木、本町、東京都杉並区和泉、東京都中野区中野の一部、東京都豊島区池袋本町の一部、東京都板橋区本町、板橋、笹塚の一部、東京都渋谷区円山町、道玄坂、神泉町、松濤、東京都千代田区神田の一部、東京都港区芝公園、三田の各一部、東京都千代田区永田町、平河町、麹町、隼町、東京都港区赤坂、六本木、南青山の各一部、東京都新宿区南元町、内藤町、信濃町、荒木町、東京都渋谷区渋谷、東京都目黒区上目黒、中目黒、東京都世田谷区北沢の各一部、東京都港区南麻布、東京都渋谷区恵比寿、東京都目黒区下目黒の各一部、東京都世田谷区池尻、三軒茶屋、太子堂、若林、経堂、桜丘、上馬、代沢、北沢、梅ケ丘、豪徳寺、赤堤、松原、宮坂、世田谷、羽根木、北烏山、南烏山、粕谷、八幡山、千歳台、船橋、給田、上祖師谷、成城、祖師谷、砧、喜多見、鎌田、岡本、東京都調布市飛田給、東京都狛江市和泉本町、東和泉、猪方、西野川、中和泉、元和泉、岩戸南、岩戸北、西河原、東野川、南野、野川、緑ケ丘、入間町、入間、東京都小金井市貫井北町、貫井南町、本町、前原町、東京都国分寺市泉町、東京都国立市谷保、東京都府中市白糸台、東京都調布市国領町、小島町、布田、上石原、下石原、東京都狛江市和泉本町